

日の出町公共工事等の前金払取扱要綱

平成24年3月29日

告示第28号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 日の出町契約事務規則(平成24年日の出町規則第5号。以下「規則」という。)第52条の規定に基づく前金払および第53条の規定に基づく中間前金払の取扱いについては、本要綱に定めるところによる。

第2章 前金払

(対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法律」という。)第2条第1項の規定において定める土木建築に関する工事及び測量とする。

(前金払の割合)

第3条 前金払の率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 土木建築に関する工事(以下「工事」という。)契約金額の10分の4以内とする。

(2) 土木建築に関する工事の設計、測量及び地質調査(以下「委託」という。)契約金額の10分の3以内とする。

(前払金の最高限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、前払金の最高限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 工事 1件の契約につき、5,000万円

(2) 委託 1件の契約につき、2,000万円

(前払金の制限)

第5条 第2条により前金払の対象とされる工事又は委託のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として前金払をしないものとする。

(1) 工期が60日未満の工事又は委託

(2) 1件の契約金額が1,000万円未満の工事

(3) 1件の契約金額が500万円未満の委託

2 前項に定める場合のほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

3 積算をするに当たっての前金払いの取扱いによって契約価格が1,000万円を超えるか否かが異なる工事(委託を除く。)については、第1項の規定にかかわらず、前金払いをするものと

する。

(前金払の端数処理)

第6条 前金払に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象等の明示)

第7条 前金払の対象とされる工事又は委託及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金の請求手続)

第8条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書及び写し1通を町に提出させた上で行わせるものとする。

2 前項の前払金の請求を受けたときは、遅滞なく、これを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還)

第9条 契約金額の変更に伴い、前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 契約金額を増額した場合、増額後の契約金額で工事は10分の4、委託は10分の3に相当する額(10万円未満の端数は、切り捨てる。以下次号において同じ。)から支払済の前払金の額を差し引いた額

(2) 契約金額を減額した場合、支払済の前払金の額から減額後の契約金額で工事は10分の4、委託は10分の3に相当する額を差し引いた額とする。ただし、契約金額を減額した時点において、当該工事の出来高が前払金を上回る場合は、この限りでない。

2 前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後次条により保証契約変更後の保証証書を町長に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 前払金を返還させるときは、町長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。以下同じ。)を遅延利息として徴収するものとする。

4 残工期が30日未満のとき、その他町長が必要がないと認めるときは、前払金を追加払せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第10条 前条の規定により前払金の額を変更する場合には、契約の相手方にその保証契約を変更させ、変更後の保証証書を町長に提出させるものとする。

2 既定の工期が延長又は短縮された場合には、町長が保証契約を変更する必要があると認める場合を除き、前項と同様とする。

(前払金の使途制限)

第11条 前払金は、当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第12条 規則第52条第3項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第52条第3項の規定により、前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額を利息として徴収するものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第13条 前払金を支払った工事について部分払をするときは、規則第54条及び第55条の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

部分払の額 \leq 既済部分の代価 \times (9/10-前払金額/契約金額)

(2年度以上にわたる工事の前金払)

第14条 2年度以上にわたる工事であっても前払金の額は、工事については10分の4、委託は10分の3に相当する額を支払うものとする。この場合において既に支払った前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越しその他により次年度に繰り越される工事にかかる前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第15条 債務負担行為を伴う工事であるため、第5条第2項の規定により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、町長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができる。

(その他)

第16条 前金払の率その他前金払に必要な事項は、契約のつど定めるものとする。

第3章 中間前金払

(対象)

第17条 中間前金払の対象は、本要綱に基づき前金払を行った工事（委託を除く。）のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、日の出町契約規則（平成24年日の出町規則第5号）第54条の規定に基づき部分払を行った工事については、中間前金払を行わないものとし、中間前金払を行った工事については、部分払を行わないものとする。

（1）工期の2分の1を経過していること。

（2）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項の各号に掲げる要件については、契約の相手方が第20条第1項の規定に基づく書類の提出をした時点（以下、「認定請求時」という。）の工期及び契約金額を基準とするものとする。

（中間前金払の率）

第18条 中間前金払の率は、認定請求時における契約金額の10分の2以内とする。ただし、前金払と中間前金払の合計額は、認定請求時における契約金額の10分の6以内とする。

（2年度以上にわたる工事の中間前金払）

第19条 2年度以上にわたる工事であっても中間前払金の額は、契約金額の10分の2に相当する額を支払うものとする。この場合において、すでに支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事後繰越しその他により次年度に繰り越される工事にかかる中間前払金についても適用する。

（中間前金払の請求等）

第20条 請負者は、中間前金払を請求しようとする場合、工事主管課に対して、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

（1）中間前金払認定請求書（様式1）

（2）工事履行報告書（様式2）

2 工事主管課は、請負者から前項の規定に基づく書類の提出があったときは、第19条第1項各号（第21条第2項において準用する場合を含む。）の要件を満たしていることの確認を行うものとする。

3 前項の規定に基づく工事の進捗の確認は、工事履行報告書をもって行うものとし、必要に応じて請負者に対して資料の提出等を求めることができる。

4 工事主管課は、第2項の規定に基づく確認を行ったときは、請負者が中間前金払を請求する要件を具備していることを認定するか否かについて、中間前金払認定調書（様式3）を請負者へ交

付するものとする。

- 5 前項の規定に基づく中間前金払認定調書の交付により認定を受けた請負者は、中間前金払認定調書に保証事業会社の保証証書を添えて、中間前金払の請求をすることができる。

(前金払に関する規定の準用)

- 第21条 第10条、及び第15条の規定は、中間前金払を行う場合にこれを準用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(様式1)

中間前金払認定請求書

年 月 日

(宛先) 日の出町長

請負者 所在地

商号又は名称

代表者

印

下記の工事について、中間前金払を請求するための要件を具備していることの認定を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	

※添付書類：工事履行報告書

(様式2)

工事履行報告書

年 月 日

(宛先) 日の出町長

請負者 所在地
商号又は名称
代表者

㊦

下記出来高に相違ありません。

記

工 事 名			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
(その他記載欄)			

(備考) 必要に応じて、適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式3)

中間前金払認定調書

年 月 日

様

日の出町長

㊟

年 月 日付けで中間前金払認定請求がありました下記の工事については、中間前金払を請求するための要件を具備していることを（認定します・認定しません）。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	